

平成 28 年 2 月 7 日

全日本リレー大会における「ふるさと登録」について

競技委員会

全日本リレー大会の選手権クラスにおいて、通常の競技者登録をしている都道府県ではなく、「ふるさと」の都道府県より出場できる制度を運用する。

1. 背景および目的

全日本リレー大会において、正式チームで全クラス出場可能な会員（都道府県協会）は限定されており、地方においては競技者登録者そのものが少なく、チームを組めない状況である。また、学生クラブのない都道府県において、ジュニア選手権のチームを出すことは困難である。

そこで、競技者登録を行った都道府県（通常の競技者登録）に加えて、全日本リレー大会を対象に第 2 登録（第 2 の都道府県、「ふるさと登録」という）を認め、正規チームの増加およびリレー競技の活性化を図る。

2. 適 用

平成 21 年度に試行した「ふるさと登録」の規定に準拠して、継続的に適用する。

3. 登録申請

<ふるさと登録先>

- ・ 『競技者登録に関する規則』3 項および『競技者登録に関する施行細則』1 項に該当する会員とする。
- ・ ふるさと登録できる会員は一会員とする。

<申請者>

- ・ ふるさと登録を希望する競技者およびふるさと登録先となる会員。
- ・ 競技者登録時にふるさと登録の希望があった場合には、競技者登録を受け付けた会員。

<登録手続>

- ・ 以下のいずれかとする。
 - － 競技者登録時に登録する場合：
競技者登録申請書（備考欄）に希望するふるさと登録先を記載する。
 - － 競技者登録後に追加登録する場合：
所定の書式によりふるさと登録先の会員へ登録申請する。
- ・ 申請を受けた会員はふるさと登録者の名簿を JOA 事務局へ提出し、情報を共有す

る。

<申請期限>

- ・ 大会申込締切日の前月末（例：申込締切日が11月25日の場合、10月31日）

4. 登録費

- ・ ふるさと登録のための登録費は不要とする。

5. 特典

- ・ 選手権クラスには、競技者登録先あるいはふるさと登録先のいずれかの会員から出場できる。

6. その他

- ・ ふるさと登録は、ふるさと登録先の会員における受付を以って完了する。
- ・ ふるさと登録に登録番号は付与せず、競技者登録番号をそのまま使用する。
- ・ ふるさと登録した競技者についてはJOAウェブサイトにて公示する。

以上

<参考>

『競技者登録に関する規則』3項

3 競技者は、原則として、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する都道府県会員に登録申請する。

(1) 居住地または勤務地（学生・生徒にあつては学校所在地）

(2) 学生（大学・大学院・専門学校等）に限り出身高等学校所在地

ただし、(1)、(2)に該当しない場合でも、都道府県会員が妥当と認めればその都道府県会員に登録申請することができる。

『競技者登録に関する施行細則』1項

1 「競技者登録に関する規則」3.1項における都道府県会員が妥当と認める範囲は、以下を基準とする。

(1) 都道府県会員に所属するクラブ員であること

(2) 過去において居住、勤務または就学していたこと